



島根県報

平成16年 8 月 6 日 (金)
第 1,596 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	2
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	4
平成16年度定期種畜検査に合格した種畜	(畜産振興課)	4
保安林の指定	(森林整備課)	10
公有水面埋立ての竣功認可	(漁港漁場整備課)	10
道路の区域の変更	(道路維持課)	13
道路の供用開始	(")	13
都市計画決定の図書の縦覧	(都市計画課)	13
都市計画変更の図書の縦覧 (3 件)	(")	14

正 誤

平成16年 7 月 16 日付け島根県報第1,590号中	(河川課)	15
------------------------------	-------	----

告 示

島根県告示第776号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 8 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松江天神クリニック	松江市天神町45番地 1	平成16年 7 月 5 日

島根県告示第777号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 8 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 コムスン	訪問介護	株式会社コムスン 雲南ケ アセンター	飯石郡三刀屋町大字三刀屋12 21 3	平成16年 8 月 1 日
社会福祉法人 ふれあい五 箇	訪問介護	ふれあい五箇訪問介護事業 所	隠岐郡五箇村大字北方278番 2	平成16年 8 月 1 日
社会福祉法人 佐田町社会 福祉協議会	通所介護	佐田町社会福祉協議会 錦 通所介護事業所	簸川郡佐田町大字一窪田1197	平成16年 8 月 1 日
社会福祉法人 ふれあい五 箇	通所介護	ふれあい五箇通所介護事業 所	隠岐郡五箇村大字北方278番 2	平成16年 8 月 1 日
社会福祉法人恩賜財団済生 会	通所リハビリ テーション	島根県済生会 高砂病院	江津市江津町1110 15	平成16年 6 月 1 日
ひかわ医療生活協同組合	通所リハビリ テーション	ひかわ生協通所リハビリ テーション なごみ	簸川郡斐川町大字直江4883番 地 1	平成16年 8 月 1 日

島根県告示第778号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 8 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 ふれあい五箇	ふれあい五箇居宅介護支援事業 所	隠岐郡五箇村大字北方278番 2	平成16年 8 月 1 日

島根県告示第779号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成 3 年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年 8 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年8月6日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年7月22日から適用する。
- 2 平成16年7月22日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第780号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年8月6日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.7パーセント」を「年2.0パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年8月6日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年7月22日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第781号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条の規定に基づく平成16年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成16年8月6日

島根県知事 澄 田 信 義

種畜証明 書番号	検査月日	名前 (登録・登記番号)	品 種	生年月日	産 地	血 統		検査成績	所有者の 区分	飼養者の住所氏名
						父	母			
平16 島根県1 第1号	16. 5. 24	秀山六 (日馬補血211321-10001)	馬 ブルトン系種	H11. 5. 12	島根県隠岐郡 西ノ島町	ブル 半血種	砲月 秀月五	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町別府 21 2 隠岐どうぜん農業協同組合
平16 島根県1 第2号	16. 5. 24	隠岐桜 (日馬繁申請中)	" 半血種 (鞍系)	H10. 6. 10	島根県隠岐郡 西ノ島町	半血種 半血種	若桜2 8 松雲	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町別府 21 2 隠岐どうぜん農業協同組合
平16 島根県1 第3号	16. 5. 24	若桜2 8 (日馬補血208321-10002)	" 半血種 (鞍系)	H08. 5. 6	島根県隠岐郡 西ノ島町	ブル 半血種	菜訓 若桜2	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町別府 21 2 隠岐どうぜん農業協同組合
平16 島根県1 第4号	16. 5. 24	長春 (日馬補血209321-10002)	" 半血種 (鞍系)	H 9. 4. 23	島根県隠岐郡 西ノ島町	ブル 半血種	菜訓 若月	級外	農協有	島根県隠岐郡西ノ島町別府 21 2 隠岐どうぜん農業協同組合
平16 島根県1 第5号	16. 5. 24	泰栗 (日馬繁01SI759)	" ブルトン種	H13. 3. 31	北海道河東郡 音更町	オヌール 花嶺		2級	独立行政 法人有 (貸付)	島根県隠岐郡西ノ島町別府 21 2 隠岐どうぜん農業協同組合
平16 島根県1 第6号	16. 5. 25	奥出雲 (全和黑原3962)	牛 黒毛和種	H11. 7. 24	島根県仁多郡 横田町	第7系桜 なかや2		1級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第7号	16. 5. 25	花富桜 (全和黑原3770)	" 黒毛和種	H10. 8. 8	島根県仁多郡 横田町	花桜 かやとみ11		1級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第8号	16. 5. 25	第7福桜 (全和黑原3691)	" 黒毛和種	H10. 2. 10	島根県仁多郡 仁多町	第7系桜 第5 やすはる		1級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター

平16 島根県1 第9号	16. 5. 25	藤幸 (全和黑原3963)	" 黒毛和種	H11. 5. 4	島根県能義郡 広瀬町	藤桜 ひえゆきふじ3	1 級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第10号	16. 5. 25	正北国 (全和黑原3965)	" 黒毛和種	H11. 8. 24	島根県鹿足郡 白原町	北国7の8 まさふか	2 級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第11号	16. 5. 25	糸安茂 (全和黑原3703)	牛 黒毛和種	H10. 1. 30	島根県出雲市	糸晴波 みよし11	2 級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第12号	16. 5. 25	桜北国 (全和黑原3690)	" 黒毛和種	H10. 1. 27	島根県出雲市	北国7の8 やすひろ	2 級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第13号	16. 5. 25	平糸勝 (全和黑原3775)	" 黒毛和種	H10. 6. 16	島根県出雲市	平茂勝 いぎの1	1 級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第14号	16. 5. 25	第3幸武 (全和黑原4426)	" 黒毛和種	H15. 1. 8	島根県出雲市	平茂勝 まつさかえ	1 級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第15号	16. 5. 25	千宝 (全和黑原4427)	" 黒毛和種	H14. 8. 15	島根県能義郡 伯太町	茂重桜 ひちたきたの6	1 級	県有	島根県大原郡木次町下熊谷 470 島根県立種畜センター
平16 島根県1 第16号	16. 5. 25	糸渡福 (全和02子島黒172104)	" 黒毛和種	H14. 7. 17	島根県大原郡 大東町	糸福 ふじさとる	1 級	個人有	島根県大原郡大東町大東 青砥 俊夫
平16 島根県1 第17号	16. 5. 25	安福165 (全和03子受卵島黒380327)	" 黒毛和種	H15. 8. 5	島根県出雲市	安福165の9 おおもり58	2 級	個人有	島根県出雲市上島町森坂 勝部 修

平16 島根県1 第18号	16. 5. 25	第8日登桜 (全和03子島黒182178)	" 黒毛和種	H15. 7. 22	島根県大原郡 木次町	茂重桜 ひちひろのぶ9	2級	個人有	島根県大原郡木次町寺領 佐藤 明
平16 島根県1 第19号	16. 5. 25	平永勝 (全和03子島黒180472)	" 黒毛和種	H14. 12. 12	島根県大原郡 木次町	平茂勝 ひふやまなが5	1級	個人有	島根県大原郡木次町寺領 佐藤 明
平16 島根県1 第20号	16. 5. 25	安福藤5 (全和03子島黒180809)	" 黒毛和種	H15. 3. 10	島根県仁多郡 横田町	茂重桜 やすふくざくら	1級	個人有	島根県仁多郡横田町稲原 杠 修
平16 島根県1 第21号	16. 5. 25	隆之國 (全和03子島黒181676)	牛 黒毛和種	H15. 4. 29	島根県出雲市	福之國 第17たかこ	2級	個人有	島根県出雲市上島町1688 勝部 明美
平16 島根県1 第22号	16. 5. 25	菊花国 (全和03子島黒180967)	" 黒毛和種	H15. 2. 3	島根県出雲市	第1花園 かつべ144	2級	個人有	島根県出雲市上島町1688 勝部 明美
平16 島根県1 第23号	16. 5. 25	清福桜 (全和黒原3771)	" 黒毛和種	H10. 8. 15	島根県飯石郡 三刀屋町	第7系桜 きよふく	2級	個人有	島根県飯石郡赤来町 清水 勲
平16 島根県1 第24号	16. 5. 25	勝福3 (全和黒原3513)	" 黒毛和種	H09. 1. 22	島根県簸川郡 佐田町	安福 かつはる	2級	その他	島根県簸川郡佐田町窪田 3468 (旬ちくさん緑化)
平16 島根県1 第25号	16. 5. 25	谷福栄 (全和黒原3684)	" 黒毛和種	H09. 3. 18	島根県八束郡 宍道町	安栄 ふくうちよし8	2級	その他	島根県仁多郡仁多町下阿井 1766 8 農事組合法人 中国牧場
平16 島根県1 第26号	16. 5. 25	第7系昌 (全和黒原4049)	牛 黒毛和種	H11. 5. 15	島根県仁多郡 仁多町	福昌土井 よしはる	2級	その他	島根県仁多郡仁多町下阿井 1766 8 農事組合法人 中国牧場

平16 島根県1 第27号	16. 5. 25	花福平 (全和黑13601)	" 黒毛和種	H14. 4. 28	島根県安来市	安福165の9 かつみ	2級	その他	島根県仁多郡仁多町下阿井 1766 8 農事組合法人中国牧場
平16 島根県1 第28号	16. 5. 25	砂之器 (全和黑原4445)	" 黒毛和種	H14. 10. 8	島根県仁多郡 仁多町	茂重桜 うめふく	2級	その他	島根県仁多郡仁多町下阿井 1766 8 農事組合法人中国牧場
平16 島根県1 第29号	16. 5. 26	茂中桜 (全和黑原3550)	" 黒毛和種	H08. 9. 17	島根県仁多郡 横田町	茂重桜 なかや2	1級	個人有	島根県大田市三瓶町志学口 250 川村孝信
平16 島根県1 第30号	16. 5. 26	茂城14 (全和黑原4448)	" 黒毛和種	H14. 1. 26	島根県大田市	茂重桜 いぎの1	2級	独立行政 法人有	島根県大田市川合町吉永60 独立行政法人近畿中国四国 農業研究センター
平16 島根県1 第31号	16. 5. 26	茂花14 (全和黑原4447)	牛 黒毛和種	H14. 2. 7	島根県大田市	茂重桜 くまはな3の2	2級	独立行政 法人有	島根県大田市川合町吉永60 独立行政法人近畿中国四国 農業研究センター
平16 島根県1 第32号	16. 5. 26	松214 (全和黑12880)	" 黒毛和種	H08. 9. 17	北海道勇払郡 早来町	安福165の9 まつひめ	2級	その他	島根県大田市朝山町朝倉21 59 8 有限会社島根農場
平16 島根県1 第33号	16. 5. 26	平金勝 (全和黑原3772)	" 黒毛和種	H10. 10. 23	島根県出雲市	平茂勝 いぎの1	2級	その他	島根県大田市朝山町朝倉21 59 8 有限会社島根農場
平16 島根県1 第34号	16. 5. 26	E 530	豚 雑種	H14. 4. 11	宮城県加美郡 小野田町	14A07 17B91	級外	その他	島根県江津市敬川町2302 2 有限会社島根種畜供給セン ター
平16 島根県1 第35号	16. 5. 26	F 443	" 雑種	H14. 11. 29	宮城県加美郡 小野田町	14A07 32B07	級外	その他	島根県江津市敬川町2302 2 有限会社島根種畜供給セン ター

平16 島根県1 第36号	16. 5. 26	F 774	" 雑種	H15. 2. 1	宮城県加美郡 小野田町	14A07 31B77	級外	その他	島根県江津市敬川町2302 2 有限会社島根種畜供給セン ター
平16 島根県1 第37号	16. 5. 26	G 710	" 雑種	H15. 9. 5	宮城県加美郡 小野田町	18A57 33B57	級外	その他	島根県江津市敬川町2302 2 有限会社島根種畜供給セン ター
平16 島根県1 第38号	16. 5. 26	小鉄 (全和02子島黒172100)	牛 黒毛和種	H14. 7. 18	島根県出雲市	茂重桜 はらひかり 6	1 級	個人有	島根県益田市市原町イ137 椋木 健次
平16 島根県1 第39号	16. 5. 26	棕夏目 (全和03子島黒182116)	" 黒毛和種	H15. 6. 4	島根県益田市	美津福 なつめ	2 級	個人有	島根県益田市市原町イ137 椋木 健次

島根県告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年8月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

簸川郡湖陵町大字常楽寺975 10、975 12、大字畑村1359 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び湖陵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第783号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年8月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成16年7月28日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

A 区域

隠岐郡西郷町大字下西字白賀574番7から同大字同字597番6に至る地先の公有水面

B 区域

隠岐郡西郷町大字下西字白賀621番1から同大字同字622番に至る地先の公有水面

C 区域

隠岐郡西郷町大字下西字白賀626番1から同大字同字630番1に接する町道及び同大字字岩泉633番1に接する町道に至る地先の公有水面

(2) 区域

A 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、1の地点と23の地点とを結び、春分秋分時の満潮位（D.L + 0.410m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1 の地点 隠岐郡西郷町大字西町字城山7番地の国土地理院城山四等三角点 (北緯36度12分12秒191、東経133度19分21秒818、標高123.31m) から248度20分41秒、365.36mの地点
- 2 の地点 1 の地点から122度02分41秒、3.94mの地点
- 3 の地点 2 の地点から269度47分39秒、18.46mの地点
- 4 の地点 3 の地点から150度06分52秒、0.40mの地点
- 5 の地点 4 の地点から92度24分58秒、0.55mの地点
- 6 の地点 5 の地点から265度45分42秒、15.12mの地点
- 7 の地点 6 の地点から182度11分56秒、1.30mの地点
- 8 の地点 7 の地点から269度35分12秒、0.50mの地点
- 9 の地点 8 の地点から89度59分21秒、29.80mの地点
- 10の地点 9 の地点から165度30分38秒、17.72mの地点
- 11の地点 10の地点から266度36分54秒、3.85mの地点
- 12の地点 11の地点から273度00分28秒、19.01mの地点
- 13の地点 12の地点から90度23分35秒、5.07mの地点
- 14の地点 13の地点から178度34分21秒、2.83mの地点
- 15の地点 14の地点から278度30分59秒、14.81mの地点
- 16の地点 15の地点から188度56分56秒、17.42mの地点
- 17の地点 16の地点から265度42分34秒、5.21mの地点
- 18の地点 17の地点から184度26分13秒、3.93mの地点
- 19の地点 18の地点から87度11分01秒、11.97mの地点
- 20の地点 19の地点から78度41分45秒、3.95mの地点
- 21の地点 20の地点から312度12分09秒、4.46mの地点
- 22の地点 21の地点から180度09分56秒、3.14mの地点
- 23の地点 22の地点から180度00分33秒、9.13mの地点

B 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、24の地点と35の地点とを結び、春分秋分時の満潮位 (D.L + 0.410m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 24の地点 隠岐郡西郷町大字西町字城山 7 番地の国土地理院城山四等三角点 (北緯36度12分12秒191、東経133度19分21秒818、標高123.31m) から248度31分15秒、451.40mの地点
- 25の地点 24の地点から257度46分23秒、13.43mの地点
- 26の地点 25の地点から178度38分47秒、15.54mの地点
- 27の地点 26の地点から90度00分21秒、0.50mの地点
- 28の地点 27の地点から261度33分45秒、0.65mの地点
- 29の地点 28の地点から203度55分00秒、13.23mの地点
- 30の地点 29の地点から262度22分31秒、4.35mの地点
- 31の地点 30の地点から149度24分27秒、3.76mの地点
- 32の地点 31の地点から281度07分50秒、14.21mの地点
- 33の地点 32の地点から281度35分48秒、9.22mの地点
- 34の地点 33の地点から90度34分04秒、15.97mの地点
- 35の地点 34の地点から181度44分22秒、14.28mの地点

C 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、36の地点と70の地点とを結び、春分秋分時の満潮位 (D.L + 0.410m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 36の地点 隠岐郡西郷町大字西町字城山7番地の国土地理院城山四等三角点(北緯36度12分12秒191、東経133度19分21秒818、標高123.31m)から241度40分03秒、592.70mの地点
- 37の地点 36の地点から27度21分17秒、1.17mの地点
- 38の地点 37の地点から162度02分59秒、3.93mの地点
- 39の地点 38の地点から180度00分09秒、1.59mの地点
- 40の地点 39の地点から154度00分51秒、9.15mの地点
- 41の地点 40の地点から174度28分11秒、13.35mの地点
- 42の地点 41の地点から174度09分15秒、3.53mの地点
- 43の地点 42の地点から229度27分00秒、9.34mの地点
- 44の地点 43の地点から123度53分43秒、19.87mの地点
- 45の地点 44の地点から87度52分15秒、2.35mの地点
- 46の地点 45の地点から273度25分13秒、16.95mの地点
- 47の地点 46の地点から218度49分34秒、3.22mの地点
- 48の地点 47の地点から144度31分05秒、11.86mの地点
- 49の地点 48の地点から175度06分24秒、13.87mの地点
- 50の地点 49の地点から182度34分52秒、9.76mの地点
- 51の地点 50の地点から89度08分02秒、3.39mの地点
- 52の地点 51の地点から348度02分01秒、3.56mの地点
- 53の地点 52の地点から210度25分15秒、4.36mの地点
- 54の地点 53の地点から252度04分41秒、8.96mの地点
- 55の地点 54の地点から177度45分56秒、14.17mの地点
- 56の地点 55の地点から184度51分34秒、13.25mの地点
- 57の地点 56の地点から215度31分46秒、3.16mの地点
- 58の地点 57の地点から139度48分24秒、0.46mの地点
- 59の地点 58の地点から90度17分47秒、0.31mの地点
- 60の地点 59の地点から269度28分06秒、0.25mの地点
- 61の地点 60の地点から92度01分58秒、3.04mの地点
- 62の地点 61の地点から269度30分41秒、9.98mの地点
- 63の地点 62の地点から267度22分55秒、1.07mの地点
- 64の地点 63の地点から91度33分52秒、26.63mの地点
- 65の地点 64の地点から235度50分19秒、8.76mの地点
- 66の地点 65の地点から137度53分43秒、16.13mの地点
- 67の地点 66の地点から184度10分01秒、9.37mの地点
- 68の地点 67の地点から196度30分59秒、9.42mの地点
- 69の地点 68の地点から200度01分19秒、0.15mの地点
- 70の地点 69の地点から268度32分04秒、4.45mの地点

(3) 面積

A区域 638.07平方メートル

B区域 269.16平方メートル

C区域 564.32平方メートル

4 埋立地の用途

護岸用地及び緑地

5 免許の年月日及び番号

平成12年12月25日 指令漁港第25号の2

6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西郷町役場

島根県告示第784号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	瑞穂高宮線	邑智郡羽須美村大字阿須那2893番16地先から同地先まで	前	メートル 4.00	メートル 29.00	川本土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	5.00～ 13.00	29.00		
"	木次直江停車場線	大原郡加茂町大字三代595番4地先から同大字617番地先まで	前	12.00～ 31.00	62.00	木次土木建築事務所	道路改良工事 減幅 町道移管
			後	12.00～ 17.00	62.00		

島根県告示第785号

道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県 道	瑞穂高宮線	邑智郡羽須美村大字阿須那2893番16地先から同地先まで	メートル 29.00	平成16年 8月13日	川本土木建築事務所	

島根県告示第786号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年 8 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
三隅都市計画臨港地区
 - 2 都市計画を決定する土地の区域
那賀郡三隅町大字岡見
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第787号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年8月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画臨港地区
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
浜田市熱田町、長浜町、周布町、治和町
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第788号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年8月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
木次都市計画公園
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
木次町大字新市、西日登
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

島根県告示第789号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年8月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
西郷都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
隠岐郡西郷町大字中町、東町、東郷、飯田
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

正

誤

平成16年 7 月16日付け島根県報第1,590号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から 4		山佐ダム操作規則（昭和61年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

